

# 公 告

関税法第61条の4において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり、保税工場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

## 記

### 1 被許可者の住所及び名称

東京都千代田区丸の内2丁目6番1号

日本製鉄株式会社

( 法人番号：3010001008848 )

### 2 保税工場の名称及び所在地

日本製鉄株式会社八幡製鉄所

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜  
福岡県北九州市戸畑区大字戸畑字名古屋  
福岡県北九州市八幡東区大字前田  
福岡県北九州市八幡東区大字尾倉  
福岡県北九州市八幡東区大字枝光

### 3 更新した期間

自 令和元年9月1日

至 令和7年8月31日

令和元年8月9日

門司税関長

水井 修